

令和5年5月17日

保護者 様

鳥栖市立鳥栖小学校
校長 古賀 康弘

未納校納金の入金方法変更について（お願い）

日頃から、本校教育活動についてご理解、ご協力いただきありがとうございます。
さて、未納校納金（口座振替不能分の校納金等）について、これまで学校事務室へ現金入金をお願いしておりました。しかし、この方法は、保護者様が時間内（平日8:15～16:45）に来校する必要があること、児童に現金を持たせた場合、紛失リスクがあること等課題がありました。

今年度未納分から、入金方法を学校指定口座への振込に変更させていただきます。校納金事務を簡素化し適正に管理することで、保護者様のご負担を減らし、不必要な事故発生を防止する取組です。ご了承いただきますようお願いいたします。

記

◆未納校納金の入金◆

1. 開始月

- ・令和5年5月29日（月）振替の未納分から

2. 入金先

- ・学校指定の口座

※未納校納金のお知らせ文書にて通知いたします。

3. 注意事項

- ・振込手数料については、保護者様でご負担いただきますようお願いいたします。
- ・原則、学校で現金の取り扱いは行いませんのでご了承ください。

問い合わせ
鳥栖小学校 事務室
TEL83-2535